

令和7年度ジュエリー職人発信力強化プロデュース業務委託 に係る企画提案公募要領

1 趣旨

本県のジュエリー職人の技術は極めて高く、消費者からの多様なオーダーに応える技術を有している。また、独創的なデザイン、洗練された造形を生み出すオリジナリティを有する職人も多数存在する。

しかしながら、ジュエリー職人がプロダクトの一作り手にとどまっているため、全国的な知名度が十分ではなく、また職人の地位向上も十分には図られていないという課題がある。

このため、ジュエリー職人が、作り手にとどまらず、消費者それぞれのライフスタイル・プロダクトのクリエイターとして認知されること及びジュエリー職人の発信力の強化を本業務の目的とする。

ついては、次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という。）を実施する。

この実施要領は、公募型プロポーザルを公正かつ公平に実施するために、必要な事項を定めるものである。

2 企画提案を求める業務の概要

（1）業務委託の名称

令和7年度ジュエリー職人発信力強化プロデュース業務

（2）業務委託期間

委託契約締結日を始期とし、令和8年3月10日（火）を終期とする。

（3）業務内容

別紙ジュエリー職人発信力強化プロデュース業務委託仕様書（以下、「仕様書」という）に定めるとおりとする。

（4）予算上限額

本業務に係る委託料の上限額 金 2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

3 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者は次に掲げる条件の全てを満たす者とする。

（1）本業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。

- (2) 本業務を効果的に実施できる体制が整えられていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当しない者であること。
- (4) 参加申込書類の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
- (7) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (8) 山梨県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- (9) 上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合には、応募を認めないことがある。

4 日程

実施項目	日程
企画提案募集開始	令和7年10月3日（金）
参加申込書提出期限	令和7年10月10日（金）午後5時
質問受付期限	令和7年10月10日（金）午後5時
質問回答期限	令和7年10月15日（水）
企画提案書提出期限	令和7年10月23日（木）午後5時
企画提案書類審査(予定)※	令和7年10月24日（金）～10月29日（火）
採択通知・契約締結	令和7年10月29日（水）以降

※提出書類の内容により、企画提案プレゼンテーションを求めることがある。

5 応募手続き

- (1) 書類等提出先、質問受付（共通）

山梨県産業政策部 産業振興課 地場産業振興担当 担当：阿部

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館3階

電話：055-223-1543（直通）

メールアドレス：abe-ampb@pref.yamanashi.lg.jp

注）メールの場合送信後、必ず担当者まで電話でメールの到達を確認すること。

注）担当職員からの受領確認連絡（メール）を以て手続き完了とする。

（2）参加申込書の提出

①参加申込書類

本件企画提案に応募する方（以下「企画提案応募者」という。）は、参加資格を審査するため、次の書類を提出すること。

提出書類	部数
1 参加申込書【様式1】	1部
2 誓約書【様式2-1】	1部
3 役員名簿【様式2-2】	1部
4 国税納税証明書(税務署で交付される様式)	1部
5 都道府県税納税証明書(県税等に未納がない旨の証明書) (都道府県で交付される様式)	1部
6 直近の会社の経営状況が把握できる資料 (損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書等)	1部
7 会社概要が把握できる資料(会社パンフレットなど)	6部

※物品等入札資格者名簿に登載されている場合は、競争入札参加資格通知書（写）を添付すること。この場合、上記1、3の提出は不要とする。

②提出期限

令和7年10月10日（金）午後5時必着

③提出方法

持参または郵送

※持参の場合の受付は、平日午前9時から午後5時までとする。

※平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日以外を指すものとし、以下同様とする。

④提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

（3）企画提案に関する質問の受付

①質問様式

質問書【様式3】を使用すること。

②受付期限

令和7年10月10日（金）午後5時まで（必着）

③質問方法

- ・電子メールで送信すること。
- ・件名を「ジュエリー職人発信力強化プロデュース業務に関する質問（貴社名）」とすること。

④回答方法

- ・質問に関する回答は一覧形式で作成し、原則、その時点で参加申込をしている者全員に対して電子メールにて回答する。
- ・質問への回答は令和7年10月15日（水）午後5時（予定）までにまとめて行う。

⑤その他

- ・電話や応答での質問には応じない。
- ・本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合などには、回答をしないこともある。
- ・質問の内容について確認をメール等にて行うことがあるので、その場合は速やかにメールにて返信すること。

（4）企画提案書等の提出

①企画提案書類

企画提案書類は1参加者につき1提案のみとし、次により提出すること。

項 目	内 容	部数
企画提案	・ A4版（縦横印刷いずれも可）、横書き、左綴じ、A3版 折込可、ページ数制限なし ・ 日本語表記で12ポイント以上 ・ 仕様書の業務内容の順に記載すること ・ 事業全体の作業スケジュールをA4版1枚に示すこと ・ 業務遂行にあたってのKPI（職人の発信力強化・知名度向上にかかる指標（例：フォロー数、検索数、事業実施後の行動変化等））を示すこと ・ 提案する事業については、その方法、頻度及び期間を明記すること ・ 実施するプロモーション等については、その企画内容及び数量を記載すること ・ 関連会社等へ再委託する場合はその内容等 ・ 提案書に提案事業者の名称を記載しないこと ・ その他、提案にあたっては、仕様書及び審査基準を参照すること	6
実施体制	・ 本業務遂行のための実施体制が把握できる資料（業務実施責任者、プロジェクトチームの構造、人員数、経験年数、実績、グループ会社や協力会社のネットワーク等）	6
主な実績	・ 類似実績が把握できる資料（過去5年以内に実施したもの）	6
見積書	・ 税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること ・ 見積額は予算上限額の範囲内とすること	1

②提出期限

令和7年10月23日（木）午後5時必着

③提出方法

- ・ 持参または郵送

※持参の場合の受付は、平日午前9時から午後5時までとする。

- ・ 企画提案書類についてはPDFを別途メールで送付すること。

④一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替え又は撤回することができない。

⑤原則書面審査のため、企画提案書は詳細に記すこと。

⑥業務に付随する事務（資料の作成、関係者との打ち合わせ、セミナーの集客等）についても、受託者が実施するものとして企画提案すること。

⑦次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

- ・本募集要項に定める手続き等に合致しない場合
- ・参加資格を満たしていないことが判明した場合、提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

6 審査に関する事項

- (1) 必要な場合、県は企画提案書の内容について提案者に質問する場合がある。その回答はすべての審査員に提供する。
- (2) 審査基準は、別紙「審査基準」のとおりとする。
- (3) 審査は、審査の公平性確保及び企業ノウハウの流出防止のため非公開とする。
- (4) 総得点が1位であっても仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は最優秀提案者に選定しないことがある。
- (5) 審査の結果を基に、県が第1順位の委託候補者を決定し、当該事業者との契約手続きを行う。
- (6) 審査の結果は、令和7年10月29日（水）以降、各提案者に「採用」「不採用」の別を連絡する。
- (7) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは次点の者と契約の交渉を行う。
- (8) 選定結果等は、県のホームページで公表する。

※公表事項は、評価基準、配点及び評価、審査結果、委託契約者の名称、契約締結年月日、契約金額とする。ただし、契約者以外の企画提案応募者の名称は公表しないものとする。

7 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1部を所持するものとする。
- (2) 契約保証金は別添契約書案に記載のとおりとする。
- (3) 企画提案書等に記載された事項は、仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱う。ただし、業務の目的のために修正すべき必要がある場合には、県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。
- (4) 著作権人格権による損害賠償の請求等については、本件契約社においてこれを処理する。

8 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 選考経過についての問い合わせは受け付けない。
- (3) 提出書類の取り扱い
 - ① 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として企画提案応募者が負う。
 - ② 提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。
- (4) 企画提案応募に要した一切の費用については、すべて企画提案応募者自身の負担とする。
- (5) 審査終了後、契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (6) 参加資格の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加を認めないことがある。

9 本件に関する問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館3階

山梨県産業政策部 産業振興課 地場産業振興担当 担当：阿部

電話：055-223-1543（直通）

メールアドレス：abe-ampb@pref.yamanashi.lg.jp

※メールの場合、必ず担当者あてに到着の確認を行うこと。